

農地中間管理機構に関する要望について

はじめに

農地中間管理機構（以下、機構）について具体的な制度設計が明らかにされていないが、これまでの農林水産省との意見交換を踏まえ、機構がプロ農業者である担い手の役割を位置付け、農地集積とコスト削減に寄与するよう、以下を要望する。

1 公正で透明性のある運営と農地斡旋等を実現する仕組み(農業経営者の関与と監視機能)

(1) 農地の受け手が集積希望範囲を提示する仕組みとマッチングシステムを整備すること

日本農業法人協会をはじめとした経営者組織自らが、受け手（新規参入法人を含む）の集積範囲（行政区をまたぐ場合を含む）をとりまとめ、機構及び農業委員会組織に受け手の希望情報として取り次ぐ。

機構及び農業委員会組織は、農業経営者組織から提出された受け手情報(農地の借入希望)について、農地基本台帳を活用した出し手情報(農地の貸出意向)とマッチングするデータベースを整備する必要がある。

(※整備したデータベースは人・農地プラン更新や進行管理に活用する。)

(2) 認定農業者で構成する「地区受け手協議会」(農地再配分機関)を設置すること

現場での円滑な利用調整を行うためには、地域の農業事情に精通した受け手（認定農業者）自らによる協議の場が不可欠である。これを「地区受け手協議会（仮称）」と位置付けることで、受け手の経営改善に資する農地の再配分の促進を担保する仕組みとする。

併せて、現場での円滑な利用調整には市町村段階における専門的な人材の確保や市町村の関与が不可欠であることから、制度上、市町村が果たす役割を明確に位置づけることが必要である。

(注) 当協会の平成 25 年 6 月 5 日付け「プロ農業者の目線からの提言」では「市町村段階で地区に一般社団法人の農地利用集積円滑化団体を設置して機構の機能も付与し、集積した農地を農業法人等に一括して貸し付ける」旨を要望しているが、上記の「地区受け手協議会（仮称）」を一般社団法人化すればそうした機能を果たすことも期待できる。

(3) 農地配分を適正に管理する評価委員会(構成員は経営者組織代表等)を設置すること

農地の賃貸借がルールに即して公正に行われることを担保するため、機構業務の運営をチェックする評価委員会（仮称）を都道府県段階に設置し、都道府県農業法人協会代表などを構成員として位置づけ、担い手への面的集積に配慮した農地の再配分が行われる仕組みとする。

2 農地の面的集積を促進するための措置(公平な措置・組織運用・契約)

(1) 基盤整備の地域格差を生まない仕組みづくりに留意すること

農業基盤整備事業については、機構を活用した場合でも都道府県・市町村の財政状況によって地域格差が生じる可能性が高いため、地域格差が生じない仕組みが必要である。

また、農業基盤整備促進事業（定額助成）については、対象事業や助成額の増額など制度の一層の拡充を行う。

(2) 出し手のインセンティブとなる優遇措置を講じること

面的集積を促進するために出し手へのインセンティブとして、集落単位などで機構に一括で農地を預けた場合などには制度的な優遇措置を講じる。(所有者への協力金の支払い、過去の土地改良特別賦課金の軽減など)

(3) 農地寄附の受け皿機能を機構に付与すること

農地を寄附したいという潜在的なニーズに対して、機構が不在村地主等の農地の寄附の受け皿となる機能も果たす。

(4) 長期契約を原則として受け手へのセーフティーネットを構築すること

出し手が機構との間で締結する賃貸契約については、受け手が実施する農業投資を踏まえ、長期間を原則とし、合理的な理由なく賃貸契約を中途解約する場合には、受け手の経営に及ぼす影響に対するセーフティーネットを構築すること。

(5) 機構が設定する地代は「地区受け手協議会」と協議の上設定すること

受け手が機構に支払う地代は、「地区受け手協議会」と協議の上、再生産が可能となる適切な水準に設定する。

(6) 受け手にとって簡素な手続きとすること

機構の仕組の構築にあたり、手続き、書類等が煩雑になると受け手が敬遠しがちになるため、利用しやすい簡素な制度とする。

農地中間管理機構のスキーム(提案)

